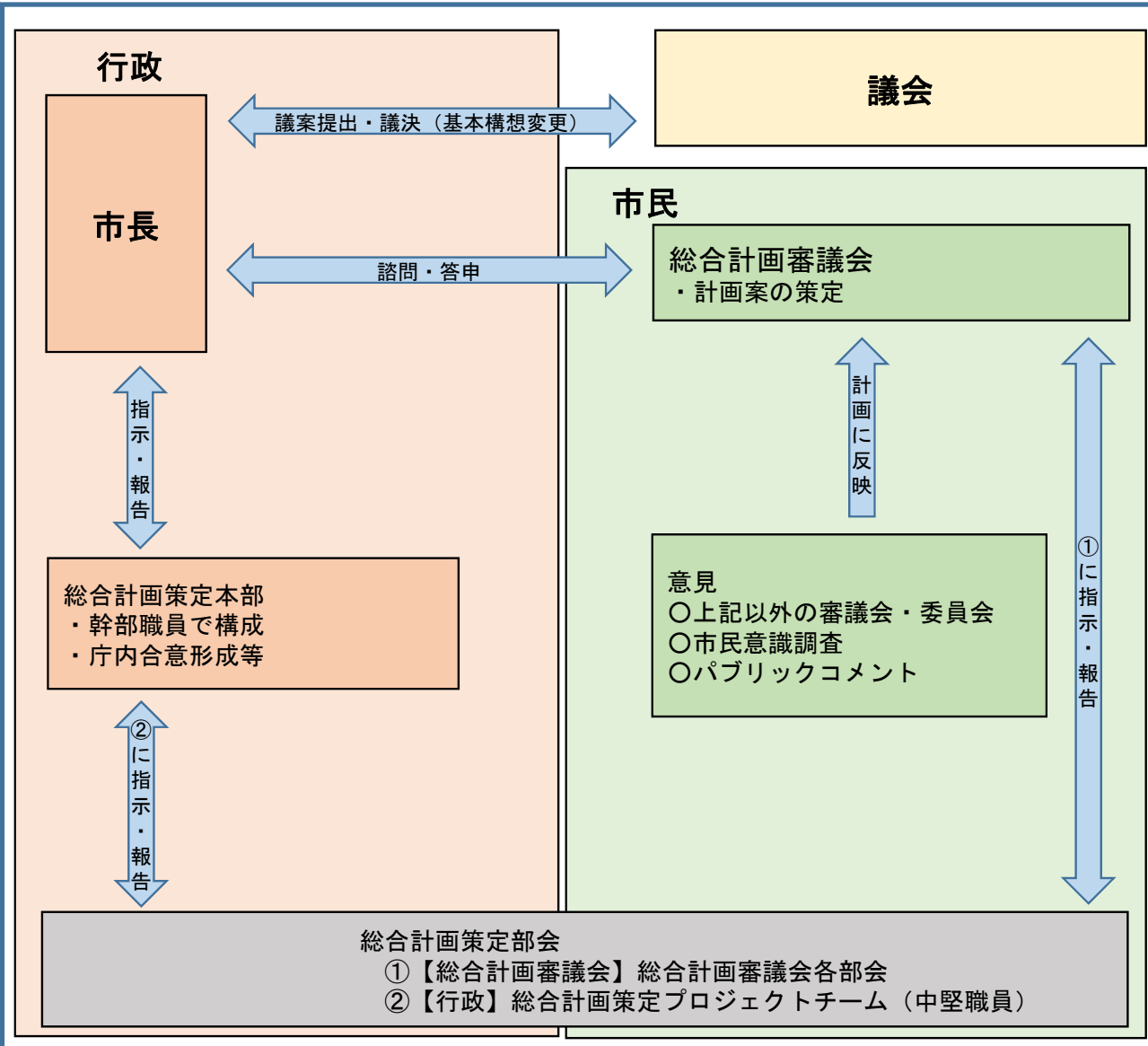


■ 総合計画策定体系



■ 総合計画推進市民委員会の役割

所掌事務（設置要綱第2条）

総合計画の進行管理、基本計画の変更等重要事項に係る市長への提言

① 進行管理

施策・事業に対し、検証を行い、事業の改善や見直しを行っていく上での意見、アイデア出し、提案を行う。PDCAのC（評価）の部分を行う。委員からの新たな提案（事業提案）については、関連意見までに留める。



意見等を受け行政側でPDCAのA（事業の改善や見直し）を進める。すぐに対応できない事項は、次回総合計画見直し時にて対応する。委員からの新たな提案については、行政内部での検討を基本とする。

② 市長への提言

計画自体の見直しに相応する重要な事項（基本計画部分）について、推進市民委員会の議論を経て、推進市民委員会として市長へ提言。



行政内部での提言に対する議論を進めていく。

③ その他

- ・ 地方創生交付金活用事業の評価
- ・ 行政からの事業見直し提案等に係る審議